

(登録の申請手続)	
第九条 令第二条の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添えなければならない。	
一 養成施設の名称及び所在地	二 養成施設の設置者の名称、所在地及び設立年月日
三 養成施設の長の氏名及び住所	四 教員の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
五 各年次における科目的履修に関する計画、単位数及び必修科目又は選択科目の別	六 入学定員
七 入学資格及び時期	八 修業年限
九 教授用及び実習用の機械器具及び図書の目録	十 校地及び校舎の図面及び配置図
十一 学則	十二 その他参考となるべき事項
(登録台帳への記帳)	

第十条 法第十二条第五項第三号の養成施設の登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。	第十二条 法第十二条第五項第三号の養成施設の登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。(変更の届出事項)
一 登録年月日及び登録番号	二 成施設をいう。(以下同じ。)の名称、所在地及び長の氏名
二 登録養成施設(令第三条に規定する登録養成施設をいう。以下同じ。)の名称、所在地	三 第一条の厚生労働省令で定める事項は、第九条第一号から第三号まで、第五号から第八号まで、第九号(食品衛生法別表の第二欄に掲げる機械器具に係るものに限る。)、第十号及び第十一号に掲げるものとする。
三 在学中の生徒があるときは、その措置(公示)	四 (変更の届出事項)
第十三条 令第七条第二号の厚生労働省令で定めるものは、第九条第一号に掲げる事項とする。(講習会の課程)	五 実習を行う場所の名称及び所在地
第十四条 法第十二条第七項の講習会の課程は、次に掲げる要件のすべてに適合するものでなければならぬ。	六 講習会の実施期間及び日程
第一次のイからへまでに掲げる科目を教授し、その時間数が当該イからへまでに掲げる時間数以上であること。	七 受講予定人員
(登録台帳への記帳)	八 講習科目及び時間数

第十五条 令第八条の規定により登録の申請をしようとする者は、申請書に、住民票の写し(法人にあつては、定款又は寄付行為及び登記事項証明書)及び次の事項を記載した書面を添えて、当該登録に係る講習会の実施地の都道府県知事に提出しなければならない。	第十八条 令第十二条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一 講習会の実施者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)	一 登録講習会の実施者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
二 法人にあつては、役員の氏名、住所及び有無(略歴)	二 登録講習会の実施地の都道府県知事に届け出なければならない。
三 講習会場の名称及び所在地	一 休止又は廃止の理由及びその予定期日
四 実習を行う場所の名称及び所在地	二 休止しようとする場合には、休止の予定期間
五 講習会の実施期間及び日程	二 休止しようとする場合は、休止の(業務の休廃止の届出)
六 講習科目及び時間数	二 休止しようとする場合にあっては、休止の(業務の休廃止の届出)
七 受講予定人員	二 休止しようとする場合は、休止の(業務の休廃止の届出)
八 講習台帳への記帳	二 休止しようとする場合は、休止の(業務の休廃止の届出)

第十六条 令第八条の登録は、次に掲げる事項を並びに当該講習科目ごとの時間数	第二十三条 令第十八条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
(電磁的記録の提供方法)	一 受講者の氏名及び履歴、勤務した事業所との関係を証する書類その他の書類により、受講者が受講資格者であることを確認すること。
第二十二条 令第十四条第二項第三号に規定する厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。	二 講習会の実施期間
第二十二条 令第十四条第二項第四号に規定する厚生労働省令で定める電磁的方法は、次の各号	三 登録講習会の実施期間
一 工光線の下で行う。	四 (講習会の実施の基準)
二 生体検査(法第十五条第一項の検査をい	五 登録年月日及び登録番号
う。以下同じ。)は、とさつ前に、その食鳥	二 登録講習会の実施者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
第一次のイからへまでに掲げる科目を教授し、その時間数が当該イからへまでに掲げる時間数以上であること。	三 登録講習会の実施期間

の指定に係る都道府県知事に提出しなければならない。

2 指定検査機関は、法第二十九条第一項後段の規定により認可を受けようとするときは、様式第九号による申請書をその指定に係る都道府県知事に提出しなければならない。

(帳簿)

第四十三条 法第三十条に規定する帳簿は、食鳥検査の業務を行う事務所に備え付け、記載の

鳥検査の業務を行なう事務所に備え付け、記載の

日から十年間保存しなければならない。

法第三十条に規定する厚生労働省令で定める

食鳥検査の業務に関する事項は、次のとおりと

する。

一 食鳥検査を申請した食鳥処理業者の氏名又

は名称及び住所並びに法人にあっては、その

代表者の氏名

二 食鳥検査の申請を受けた年月日

三 食鳥検査を行なった年月日

四 食鳥検査を行なった食鳥の種類、品種、羽数

五 食鳥検査を行なった検査員の氏名

六 食鳥検査を行なった検査員の内容及び結果

七 法第十九条に基づく措置の内容及びその

理由

八 その他食鳥検査に関し必要な事項

(食鳥検査の業務の休廃止の申請)

第四十四条 指定検査機関は、法第三十二条第一項の規定により許可を受けようとするときは、

様式第十号による申請書をその指定に係る都道府県知事に提出しなければならない。

(食鳥検査の業務の引継事項等)

法第三十五条第三項に規定する場合

にあつては、指定検査機関(都道府県知事が法第三十三条第一項又は第二項の規定により指定する都道府県知事に引き継ぐこと。

検査機関の指定を取り消した場合にあつては、

指定検査機関であつた者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 引き継ぐべき食鳥検査の業務をその指定に

係る都道府県知事に引き継ぐこと。

二 引き継ぐべき食鳥検査の業務に関する帳簿及び書類をその指定に係る都道府県知事に引き渡すこと。

三 その他その指定に係る都道府県知事が必要と認める事項を行うこと。

第六章 雜則

(報告微収)

都道府県知事は、法第三十七条第一項の規定により報告の微収を行う場合には、報

告を求める事項及びその理由並びに報告の期限をあらかじめ当事者に通知するものとする。

(収去証・身分を示す証明書)

第四十七条 都道府県(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は区。)の職員が、法第三十八条第一項の規定により収去しようとするときは、被收去者に様式第十一号による收去証を交付しなければならない。

法第三十八条第一項の規定により立入検査をするときは、被收去者に様式第十二号による收去

証を交付しなければならない。証明書は、法

様式第十三号によるものとする。

法第三十九条の厚生労働省令で定める職員が携帯しなければならない証明書は、法

様式第十二号によるものとする。

法第三十九条に規定する厚生労働省令で定める職員は、狂犬病予防員及び環境衛生監視員とする。

(食鳥検査員)

第四十九条 法第三十九条の規定に基づき、都道府県知事が指定する職員を食鳥検査員と称する。

法第三十九条に規定する厚生労働省令で定める職員は、狂犬病予防員及び環境衛生監視員とする。

(附 則 (平成三年三月一五日厚生省令第一三号) 抄)

この省令は、公布の日から施行する。

(附 則 (平成三年三月一五日厚生省令第一三号) 抄)

この省令は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第六条の次に一条及び三章を加える改正規定(第八条から第十条まで、第十二条、第十三条、第十五条、第十九条、第二十条、第二十六条及び第二十七条に係る部分に限る。)は平成四年四月一日から施行する。

(附 則 (平成三年三月一五日厚生省令第一三号) 抄)

この省令は、平成三年三月三日厚生省令第一三号抄

(施行期日)

この省令は、平成三年三月三日厚生省令第一三号抄

(様式に関する経過措置)

3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改訂後の様式によるものとみなす。紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (平成一九年二月二五日厚生労働省令第一二号) 抄

(施行期日)

この省令は、平成一九年二月二五日から施行する。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則 (平成一七年九月二八日厚生労働省令第一四八号) 抄

(施行期日)

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年二月二五日厚生労働省令第一四八号) 抄

(施行期日)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年二月二五日厚生労働省令第一四八号) 抄

(施行期日)

この省令は、平成十九年二月二五日から施行する。

様式第五号（第四十条関係）

様式第五号(第四十条関係)

検査員 姓
職別 区長
年 月 日

郵便局長事務所の所在地
名
代表者の氏名

検査員を 選任した者の氏名
1. 選任した者の氏名
2. 選任した者の氏名
3. 選任した者の氏名

したので、免責処理の事業の規制及び免責検査に関する法律第20条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

様式第六号（第四十一条関係）

様式第六号(第四十一条関係)

年 月 日

郵便局長事務所の所在地
名
代表者の氏名

主たる事務所の所在地
名
代表者の氏名

免責規制の認可を受けたので、免責処理の事業の規制及び免責検査に関する法律第20条第1項の規定により上記のとおり申請します。

様式第七号（第四十二条関係）

様式第七号(第四十二条関係)

年 月 日

郵便局長事務所の所在地
名
代表者の氏名

主たる事務所の所在地
名
代表者の氏名

免責規制の認可を受けたので、免責処理の事業の規制及び免責検査に関する法律第20条第1項の規定により上記のとおり申請します。

1. 要求の内容
2. 要求の理由

様式第八号（第四十二条関係）

様式第八号(第四十二条関係)

年 月 日

郵便局長事務所の所在地
名
代表者の氏名

主たる事務所の所在地
名
代表者の氏名

免責規制の認可を受けたので、免責処理の事業の規制及び免責検査に関する法律第20条第1項の規定により上記のとおり申請します。

られ、ひび割れや凹凸がなく、かつ、適当な勾配を有し、排水が良好であること。

(2) 食鳥処理施設の内壁は、平滑で清掃しやすく、透き間がなく、かつ、床面から少なくとも一・二メートルの高さまで不浸透性材料で腰張りされ、この高さ以上は耐水性材料で作られていること。食鳥処理施設以外の施設等の内壁は、平滑で清掃しやすいこと。

(3) 食鳥処理施設の内壁と床面との境界は、アールを設ける等清掃及び洗浄が容易に行えること。

(4) 食鳥処理施設の天井は、平滑で清掃しやすく、カビの発生、塵埃等の落下を防止でき、結露しにくい材質・構造であること。食鳥処理施設以外の施設等の天井は、平滑で清掃しやすいこと。

ハ 次のような照度等を得ることのできる構造又は設備を有すること。

(1) 検査場所の検査を行う面において照度五百四十ルクス以上の照度。

(2) (1)に掲げる面以外の場所にあっては、作業に支障のない照度。

(3) 食鳥、食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び内臓の本来の色彩に変化を与えない照明。

二 次のような給水給湯等の設備を備えること。

(1) 水道事業等により供給される水又は飲用に適する水を十分に供給することのできる給水設備。

(2) 摂氏六十度以上の温湯を十分に供給することのできる給湯設備。

(3) 熱、蒸気等の発生する場所には、適切な位置に十分な能力を有する換気設備。

ホ 排水設備は、内面が平滑であつて適当な勾配を有し、排水が良好で、汚水処理施設又は公共下水道に接続している排水溝を備えること。当該排水溝には污水や汚臭が逆流しないようトラップ及びそ族等の侵入を防ぐ設備が設けられていること。

ヘ 目的に応じた洗浄消毒器材及び清掃用器材並びにそれらの保管設備が適切な位置に設けられること。

五 生体受入施設

イ 生体保管場所は、食鳥処理量に応じ、とさつまでの間食鳥を保管し、生体検査を行って十分な広さを有し、生体輸送用容器の洗浄消毒設備及び食鳥処理に従事する者

(以下この別表、別表第二及び別表第三において「従事者」という。)のための手指を洗浄消毒する装置が付いた流水式手洗い設備(以下この別表、別表第二及び別表第三において単に「手洗い設備」という。)を備えること。

ロ 隔離場所は、必要数の食鳥専用容器

(食鳥検査の結果、廃棄等の措置を講じなければならぬ食鳥を収納するための容器

をいう。以下この別表において同じ)、食鳥検査員又は検査員(以下この別表において「食鳥検査員等」という。)のための手洗い設備並びに廃棄等の措置を講じなければならない食鳥の汚物及び汚水を洗浄消毒するための設備を備えること。

六 食鳥処理施設

イ 食鳥処理施設は、住居、事務所等の食鳥処理に直接関係のない場所と隔壁により区分され、かつ、その出入口の扉は密閉できること。また、窓、換気口等外部への開口部には、昆虫等の侵入を防ぐ設備が設けられること。

ロ 不可食部分を収納するための容器(以下この別表、別表第二及び別表第三において「不可食部分用容器」という。)を保管するための設備が、施設の適切な位置に設けられており、かつ、当該設備は、清掃しやすい構造であること。

ハ とさつ放血室は、次の要件を備えること。

(1) 不浸透性材料で作られ、洗浄しやすく、かつ、血液が飛散しない構造を有する食鳥処理量に応じた大きさの放血トランク又は放血溝を備えること。

(2) とさつ放血に使用する機械器具及びこれららの洗浄消毒設備を備えること。

(3) 従事者の数に応じた数の手洗い設備を備えること。

二 湯漬脱羽室は、次の要件を備えること。

(1) 食鳥処理量に応じた十分な能力を有する湯漬機、脱羽機及び食鳥とたいの洗浄

機並びにこれらの洗浄消毒設備を備えること。

(2) 従事者の数に応じた数の手洗い設備を備えること。

ホ 中抜室は、次の要件を備えること。

(1) 食鳥中抜とたい及び当該食鳥中抜との間に係る内臓が同一の食鳥に由来するものであることが確認可能で、かつ、他の食鳥中抜とたい又は内臓の汚染を防止できる構造のオーバーへッドコンベア、ベルトコンベア又はバット等の設備を備えること。

ハ 中抜室は、次に要件を備えること。

(1) 食鳥中抜とたい及び当該食鳥中抜との間に係る内臓が同一の食鳥に由来するものであることが確認可能で、かつ、他の

食鳥中抜とたい又は内臓の汚染を防止できる構造のオーバーへッドコンベア、ベルトコンベア又はバット等の設備を備えること。

二 検査場所は、次の要件を備えること。

(1) 食鳥処理量に応じた十分な能力を有する総排泄腔切除、開腹、内臓摘出、食鳥中抜とたいの内外の洗浄及び食鳥中抜との冷却を行うための機械器具並びにこれらの洗浄消毒設備を備えること。

(2) 食鳥処理に使用するオーバーへッドコンベア、ベルトコンベア、バット、テーブル及びまな板等の機械器具の洗浄消毒設備を備えること。

(3) 従事者の数に応じた数の手洗い設備を備えること。

ハ 検査場所は、次の要件を備えること。

(1) 食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等の全部又は一部の脱羽後検査又は内臓摘出後検査を行うための専用の検査台又はラックを備えること。

(2) 食鳥検査員等及び食鳥処理衛生管理者のための専用の手洗い設備及び食鳥検査に使用する器具を浸漬して消毒するための摂氏八十三度以上の熱湯を供給することができる設備を備えること。

二 検査場所の結果合格した食鳥とたい又は食鳥中抜とたい若しくは可食内臓を入れる容器は、非腐食性材料で作られ、他から汚れ、洗浄消毒が容易な構造であること。

二 食鳥検査の結果合格した食鳥とたい又は食鳥中抜とたい若しくは可食内臓を入れる容器は、非腐食性材料で作られ、蓋があり、洗浄消毒が容易で、汚液、汚臭の漏れない構造のこと。

ホ 食鳥専用容器、廃棄用容器及び不可食部分用容器は、不浸透性材料で作られ、蓋

があり、洗浄消毒が容易で、汚液、汚臭の漏れない構造のものであること。

ハ オーバーへッドコンベアを設備する場合

チ 自動総排泄腔切除機、自動開腹機及び自動中抜機を使用する場合は、自動的に洗浄

又は食鳥肉等の専用の施錠できる構造の保管設備を備えること。

八 検査室は、施錠ができ、検査台及び手洗い設備を備えること。

九 更衣室は、従事者の数に応じた十分な広さがあり、かつ、従事者の長靴、前掛け及び作業衣等の専用の保管設備を備えること。

十 便所

イ 隔離により他の場所と完全に区画され、

従事者の数に応じた十分な広さと

等食鳥処理施設に影響のないものとするこ

と。

ハ 手洗い設備を備えること。

二 窓、換気口等外部への開口部は、昆虫等の侵入を防ぐ設備が設けられていること。

十一 汚水処理施設は、汚水の処理規模に応じた十分な能力がある汚水処理設備を備えること。

ロ 手洗い設備を備えること。

ハ 窓、換気口等外部への開口部は、昆蟲等の侵入を防ぐ設備が設けられていること。

二 食鳥処理の結果合格した食鳥とたい又は食鳥中抜とたい若しくは可食内臓を入れる容器は、非腐食性材料で作られ、他から汚れ、洗浄消毒が容易な構造であること。

二 食鳥検査の結果合格した食鳥とたい又は食鳥中抜とたい若しくは可食内臓を入れる容器は、非腐食性材料で作られ、蓋があり、洗浄消毒が容易で、汚液、汚臭の漏れない構造のこと。

ホ 食鳥専用容器、廃棄用容器及び不可食部分用容器は、不浸透性材料で作られ、蓋

があり、洗浄消毒が容易で、汚液、汚臭の漏れない構造のものであること。

ハ オーバーへッドコンベアを設備する場合

チ 自動総排泄腔切除機、自動開腹機及び自動中抜機を使用する場合は、自動的に洗浄

別表 第二（第二条の二関係）	一 食鳥処理場は、汚染のおそれのない位置に設けられていること。
二 食鳥処理場の建物の周囲の地面は、舗装されている等清掃しやすい構造で、排水が良好であること。	二 食鳥処理場の建物の周囲の地面は、舗装されている等清掃しやすい構造で、排水が良好であること。
三 食鳥処理場の施設等及び施設等の配置	三 食鳥処理場の施設等及び施設等の配置
イ 食鳥処理場には、生体受入場所、食鳥処理室、便所及び汚水処理施設が適切な位置に設けられていること。ただし、法第二条第五号イに掲げる行為を行わない食鳥処理場にあつては、生体受入場所を、血液及び汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させる食鳥処理場にあつては、汚水処理施設をそれぞれ設けないことができる。	イ 食鳥処理場には、生体受入場所、食鳥処理室、便所及び汚水処理施設が適切な位置に設けられていること。ただし、法第二条第五号イに掲げる行為を行わない食鳥処理場にあつては、生体受入場所を、血液及び汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させる食鳥処理場にあつては、汚水処理施設をそれぞれ設けないことができる。
ロ 食鳥処理室には、適正に配置されたとさつ放血場所、湯漬脱羽場所及び中抜場所（内臓を摘出するための設備を設置する場所をいう。以下この別表において同じ。）が設けられていること。ただし、法第二条第五号イに掲げる行為を行わない食鳥処理場にあつては、とさつ放血場所及び湯漬脱羽場所、同号ロに掲げる行為を行わない食鳥処理場にあつては、とさつ放血場所及び湯漬脱羽場所、同号ロに掲げる行為を行わない食鳥処理場にあつては、中抜場所をそれぞれ設けないことができる。	ロ 食鳥処理室には、適正に配置されたとさつ放血場所、湯漬脱羽場所及び中抜場所（内臓を摘出するための設備を設置する場所をいう。以下この別表において同じ。）が設けられていること。ただし、法第二条第五号イに掲げる行為を行わない食鳥処理場にあつては、とさつ放血場所及び湯漬脱羽場所、同号ロに掲げる行為を行わない食鳥処理場にあつては、とさつ放血場所及び湯漬脱羽場所、同号ロに掲げる行為を行わない食鳥処理場にあつては、中抜場所をそれぞれ設けないことができる。
ハ 生体受入場所と食鳥処理後の食鳥とのい、食鳥中抜とのい及び食鳥肉等の搬出場所が別であること。	ハ 生体受入場所と食鳥処理後の食鳥とのい、食鳥中抜とのい及び食鳥肉等の搬出場所が別であること。
四 食鳥処理場の構造及び設備（共通事項）	四 食鳥処理場の構造及び設備（共通事項）
イ 食鳥処理、食鳥中抜、食鳥中抜とのい又は食鳥肉等の冷蔵庫又は冷凍設備及び包装資材の適切な保管設備を備えること。	イ 食鳥処理、食鳥中抜、食鳥中抜とのい又は食鳥肉等の冷蔵庫又は冷凍設備及び包装資材の適切な保管設備を備えること。
ハ 作業に支障のない照度を得ることのできる構造又は設備を有すること。	ハ 作業に支障のない照度を得ることのできる構造又は設備を有すること。
一 食鳥といたい、食鳥中抜といたい又は食鳥肉等の冷蔵庫又は冷凍設備及び包装資材の適切な保管設備を備えること。	一 食鳥といたい、食鳥中抜といたい又は食鳥肉等の冷蔵庫又は冷凍設備及び包装資材の適切な保管設備を備えること。
二 次の給水給湯の設備を備えること。	二 次の給水給湯の設備を備えること。
(1) 水道事業等により供給される水又は飲用に適する水を十分に供給することのできる給水設備	(1) 水道事業等により供給される水又は飲用に適する水を十分に供給することのできる給水設備
(2) 湯槽を十分に供給することができる給水設備	(2) 湯槽を十分に供給することができる給水設備

五 排水設備は、内面が平滑であつて適当な勾配を有し、排水が良好で、汚水処理施設又は公共下水道に接続している排水溝を備えること。当該排水溝には汚水や汚臭が逆流しないようトラップ及びそ族等の侵入を防ぐ設備が設けられていること。

六 生体受入場所

イ 床は、不浸透性材料で作られ、ひび割れや凹凸がなく、かつ、適当な勾配を有し、排水が良好であること。

ロ 食鳥の生体の状況について、法第十六条第五項の厚生労働省令で定める基準に適合する旨の同項の確認（以下この別表及び別表第三において「基準適合の確認」といいう。）をするための十分な広さを有すること。

ハ 食鳥の生体の状況について、法第十六条第五項の厚生労働省令で定める基準に適合しない旨の同項の確認（以下この別表及び別表第三において「基準不適合の確認」といいう。）がされた結果、廃棄等の措置を講じなければならぬ食鳥を収納するための容器（以下この別表において「食鳥専用容器」という。）を備えること。

二 手洗い設備を備えること。

三 食鳥処理室

イ 食鳥処理室は、住居、事務所等の食鳥処理に直接関係のない場所と隔壁により区画され、かつ、その出入口の扉は密閉できること。また、窓、換気口等外部への開口部には、昆虫等の侵入を防ぐ設備が設けられていること。

ロ 床は、不浸透性材料で作られ、ひび割れや凹凸がなく、かつ、適当な勾配を有し、排水が良好であること。

ハ 内壁は、平滑で清掃しやすく、透き間がなく、かつ、床面から少なくとも一メートルの高さまで不浸透性材料で腰張りされ、この高さ以上は、耐水性材料で作られていること。

二 天井は、平滑で清掃しやすく、カビの発生、塵埃等の落下を防止でき、結露しにくい材質・構造であること。

ホ 採光又は照明及び換気が十分な構造又は設備を有すること。

ヘ 不可食部分用容器を保管するための設備が、施設の適切な位置に設けられており、

かつ、当該設備は、清掃しやすい構造であること。

トとさつ放血場所には、とさつ放血に使用する機械器具及びこれらの洗浄消毒設備が設けられていること。

チ湯漬脱羽場所には、食鳥処理量に応じた十分な能力を有する湯漬、脱羽及び食鳥との洗浄消毒設備が設けられていること。

リ中抜場所は、次の要件を備えること。

(1) 食鳥中抜とたい及び當該食鳥中抜とのいに係る内臓が同一の食鳥に由来するものであることが確認可能で、かつ、他の食鳥中抜とたい又は内臓の汚染を防止できる設備を備えること。

(2) 食鳥処理に使用するバット、テーブル、まな板等の機械器具及び容器の洗浄消毒設備を備えること。

ヌ食鳥とたいの体表の状況又は食鳥中抜とともに係る内臓及びその体壁の内側面の状況についての基準不適合の確認がされた結果、廃棄等の措置を講じなければならぬ食鳥とたい、食鳥中抜とたい及び食鳥肉等の全部又は一部を収納するための、その旨が表示された容器（以下この別表において「廃棄用容器」という。）を必要数備えること。

ル従事者の数に応じた手洗い設備を備えること。

七 汚水処理施設は、汚水の処理規模に応じた十分な能力がある汚水処理設備を備えること。

八 機械器具の構造及び材質等

イ 食鳥処理に使用するテーブル、まな板等が直接接触する機械器具は、非腐食性材料で作られ、洗浄消毒が容易な構造であること。

ロ 固定し、又は移動しがたい機械器具は、作業に便利で、かつ、清掃及び洗浄消毒が容易な位置に配置されていること。

ハ 食鳥処分用容器、廃棄用容器及び不可食部分用容器は、不浸透性材料で作られ、蓋があり、洗浄消毒が容易で、汚液、汚臭の漏れない構造のものであること。

イ 清掃を適切に行い、衛生上支障ないよう
に保持すること。

ロ 整理整顿を行い、不必要的物品等を置か
ないこと。

ハ 床、内壁、天井、窓又は扉等に破損又は
故障等があるときは、速やかに補修又は修
理を行うこと。

二 汚臭及び過度の湿気を除くよう十分に換
気すること。

ホ 採光又は照明装置により必要な照度を確
保すること。

ヘ 給水設備等の衛生管理は、次に従い行う
こと。

(1) 水道事業等により供給される水以外の
水を使用する場合は、一年に一回以上
(災害等により水源等が汚染され、水質
が変化したおそれがある場合は、その都
度) 水質検査を行い、その結果を証する
書類を少なくとも一年間保存すること。
また、その結果、飲用不適となつたとき
は、直ちに都道府県知事の指示を受け、
適切な措置を講じること。

(2) 貯水槽を使用する場合は、定期的に点
検、清掃を行うこと。

(3) 消毒装置又は浄水装置を設置している
場合は、これらの装置が正常に作動して
いることを毎日確認すること。

(4) 給湯設備は目的に応じた温湯が得られ
るよう適正な温度管理を行うこと。
ト 排水溝は、固形物の流出を防ぎ、かつ、
排水がよく行われるように清掃し、破損し
た場合は速やかに補修すること。

チ 機械器具の衛生管理は、次に従い行うこ
と。

(1) 機械器具は、その使用目的に応じたも
のを使用すること。

(2) 食鳥等とい、食鳥中抜等とい又は食鳥
肉等に直接接触する機械器具の面は、使
用する前に必ず洗浄消毒すること。

(3) 疾病若しくは異常又はこれらの疑いの
あるもの等を処理した場合であつて、他
に汚染のおそれがあるときは、使用し
た機械器具は、その都度洗浄消毒等を行
うこと。

(注) 肥厚した被膜を有するもの

(2) (1) 白色又は黄色の病巣を有するか又は著しく腫大しているもの

(3) (1) 脆くなっているもの

(4) (1) 著しく萎縮しているもの

(注) 正常な脾臓は暗赤褐色で、ときに深赤色又は桃色のものもある。大きさは多様で比較的硬い。

ハ 心臓

次のような異常が認められないこと。

(1) (1) 心嚢の著しく肥厚しているもの

(2) (2) 心臓と心嚢が癒着しているもの

(3) (3) 心嚢水中に線維素又はチーズ様物を有するもの

(4) (4) 心嚢水が著しく増大しているもの

(5) (5) 心臓が著しく肥大又は拡張しているもの

(6) (6) 脂肪組織に点状出血を呈するもの

(7) (7) 白色ないし黄色の病巣を有するもの

(注) 正常な心臓は心嚢内にあり、その基部は脂肪に富んでおり、基部心冠部及び心尖部に脂肪組織を有する。

ニ 腎臓

次のような異常が認められないこと。

(1) (1) 著しく腫大しているもの

(2) (2) 大きな又は多数の嚢腫を有するものの白色の病巣を有するもの

(3) (3) 白色微細な沈着物が密集しているもの

(注) 正常な腎臓は深赤色で、放血の完全なものでは、桃色ないし黄土色を呈することもある。その他の臓器に異常が認められないこと。

ハ ロイ

次のような異常が認められないこと。

瀕死の状態を呈するもの

動作緩慢又は衰弱の外観を呈するもの

痩せているもの

ニ 眼

眼又は鼻孔からの多量の排出物を有するもの

別表第十（第三十三条関係）

別表第十（第三十三条関係）	
疾病又は異常	部分
伝染性コリーザ（全身症状当該病変部分に係るものを呈しているものを除く。）肉、臓器、骨及び皮	トキソプラズマ症を除く原虫病（全身にまん延しているもの）を除く。

別表第九（第二十九条、第三十条、第三十三条関
係）

別表第十一
(第三十三條關係)